

南知多町特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱

(通則)

第1条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の取扱いについては、関係法令の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

2 奨励費に係る保護者等（学校教育法第16条に規定する保護者）（以下「保護者等」という。）の属する世帯の収入額及び需要額の算定については、平成26年4月1日付け26文科初第27号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」（以下「算定要領」という。）の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、小学校若しくは中学校の通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者等又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、町がその経費の一部を援助することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(奨励費に係る対象経費及び支給額等)

第3条 奨励費に係る対象経費は次のとおりとする。なお、支給額については、予算の範囲内で毎年度教育長が定める額とする。

(1) 学用品・通学用品購入費

ア 学用品購入費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品購入費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

(2) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料並びに参加した児童生徒の保護者が宿泊を伴う校外活動に要する経費として均一に負担すべきこととなる宿泊費等

(4) 通学に要する交通費（通学費）

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び町又は校長がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス会社との間に締結する運行委託料とする。）

(5) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、

通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き) 又はその購入費

(7) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(資料の提出)

第4条 教育委員会は保護者に対し、奨励費の対象となる児童又は生徒を決定するために必要な「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」(様式第1号)に証明書類等を添えて毎年度6月末日までに、校長を経由して提出させるものとする。

(対象となる児童等の支弁区分の決定)

第5条 教育委員会は、奨励費の対象となる児童又は生徒についての支弁区分を特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条及び算定要領により決定したのち、「特別支援教育就学奨励費支給計画通知書(以下「支給計画書」という。)」(様式第2号)を作成し、当該児童又は生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が奨励費を受けることになったことを速やかに通知する。

(奨励費の支給方法)

第6条 奨励費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接保護者等に対して行うものとする。

2 前項の他、校長が保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接保護者等に支給するとともに、委任状を整理保管する。

(奨励費の支給の時期)

第7条 奨励費の支給時期は、3月とする。

(年度中途の入級及び転校による処理方法)

第8条 教育委員会及び学校は、年度途中に入級及び転校してきた児童又は生徒に対しては、速やかに支給に係る手続きを行うものとする。

なお、支給額は別に定める。

(補助機関)

第9条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、教育委員会が作成した支給計画書に基づき奨励費を支給する。
- (2) 校長は、「特別支援教育就学奨励費個人明細書」(以下「支給明細書」という。))(様式第3号)を作成し、支給の都度整理する。
- (3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (4) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第10条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、保護者又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。